

○労働者派遣業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部改正に伴う留意事項の取扱いについて

(平成一一年一月一三日)

(医薬審第一七四三号)

(各都道府県衛生主管部(局)・政令市衛生主管部(局)・特別区衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局審査管理課長通知)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部改正に伴う留意事項については、平成一一年一月三〇日付健政発第一二九〇号健康政策局長、健医発第一六三四号保健医療局長及び医薬発第一三三一号医薬安全局長連名通知(以下「連名通知」という)により通知されたところである。連名通知において、労働者派遣事業の適応除外業務とされた医療関係業務以外で労働者派遣事業の対象とすることが適当でない業務のうち、「(五) 薬事法第一七条に規定する医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の責任技術者の業務」に関して、その取扱いについては左記のとおりであるので、御了知のうえ、貴管下関係機関、業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

「(五) 薬事法第一七条に規定する医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の責任技術者の業務」については、同法第二三条において準用する場合を含むものであること。